

第四十九条	第四十条	第四十一条	第四十二条	第四十三条	第四十四条
表第四十一条	表第四十二条	表第四十三条	表第四十四条	表第四十五条	表第四十六条
第四条の項	第四条の項	第四条の項	第四条の項	第四条の項	第四条の項
(記号式投票による選挙における投票の記載方法の特例)	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体
第三条 法第三条第一項又は第三項の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第四十九条の三の規定を適用する場合においては、同条中「法第四十六条の二第一項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項」とする。	第四条 法第三条及び第七条の規定による投票については、公職選挙法施行令第七十二条の規定は適用しない。	第五条 法第九条第四項の規定により投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計する場合(法第十条第二項の規定により投票を複写した電磁的記録媒体を使用する場合を含む)には、開票管理者は、投票所(共通投票所を含む)に、期日前投票所、電磁的記録式投票機又は電磁的記録媒体ごとの各公職の候補者の得票数を表示しない方法により計算しなければならない。	第六条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第七十条第二項、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定を適用する場合には、同令第七十条第二項中「同条第八項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十二条の規定により読み替えて適用される法第八十六条の四第八項」と、同令第七十三条中「前条」とあるのは、「地 方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電	第七条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される法第四十四条	第八条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される法第四十五条

第六条 (通称使用等の特例 法第三条の相

規定による投票を行う選挙に

項」と、同じく
八十三条第一項の
び第三項の
場合を含む。
会の議員及
機を用いて
第十一条のに
第八十条の

投票方法等

同令第八十

ついて、公
第八十四条

投票を複写 (選挙会の特

第七十六条
れ、当該封筒

は
一
地
方
公
社

律第九条第一項

の外の他の議員

磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十七条中「法第六十六条第三項の規定による投票

二、第七条の二第二項、第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条（第三項を除く。）及び第四条第二項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条及び第二十二条の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示され参議院議員の通常選挙の期日の公示のうちいずれか早い日（以下この項及び第四項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

3 新令第十五条の規定は、公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）が施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものに係る同条第二項の規定による選挙人名簿の登録（以下この項及び次項において「次回の国政選挙における登録」という。）に係る基準日以後であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧について適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧については、なお従前の例による。

新令第十五条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。）が施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものに係る同条第二項の規定による選挙人名簿の登録（以下この項及び次項において「次回の国政選挙における登録」という。）に係る基準日以後であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧について適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧については、なお従前の例による。

新令第十六条の規定は、次回の国政選挙における登録前に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除について適用し、次回の国政選挙における登録前に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除については、なお従前の例による。

新令第十二条の規定による調査及び整理の基準となる毎年三月、六月、九月及び十二月の一日が前条ただし書に規定する規定の施行の日から公示日の前々日までの間にある場合における新令第十二条の規定の適用については、同条中「を調査し、」とあるのは、「年齢満十八年のもの及び年齢満十九年のもの（第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。）にあつては下この条において「次回の国政選挙における登録」という。）及び法第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（被登録資格の決定の基準となる日をいう。以下この条において同じ。）が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者うち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては」と、「ための」とあるのは「ため、これらの者について調査し、」とする。